

令和元年度 農地流動化促進事業補助金

評価表 NO.

72

所管部課名	農業委員会事務局		担当者	江口 あゆみ				
事務事業名	農業経営規模拡大促進事業費							
根拠法令	薩摩川内市農地流動化促進事業補助金交付規則							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和元年度 予算額	16,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 16,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	農地流動面積		123ha		令和 6 年度			
成果指標②								
補助対象者	借手：経営規模拡大を目指す担い手農家及び農地所有適格法人等に対し、本土地域 5 0 a 以上、甑地域 3 0 a 以上の耕作面積を有する者が 1 回の申請につき本土地域 1 0 a 以上、甑地域 5 a 以上の農地を借り受けた農家 貸手：前項要件を満たす農家へ貸し渡した者							
補助対象経費	1 6 , 0 0 0 千円							
補助対象事業・活動の内容	農地の有効利用と農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核担い手農家、農地所有適格法人が農地を借り受けた場合や貸し渡した農家に対して、それぞれ補助金を交付することで、農地の流動化の促進を図り、耕作放棄地等の未然防止・解消に努める。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	規則別表に基づく新規契約・更新契約別の面積割定額補助金							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の過去3年の決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	(前年度繰越金)						
		計	0				0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		320		316		479		
成果指標の推移①		7 1 . 7 ha		7 8 . 5 ha		1 2 1 . 3 ha		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 8 年度「見直しの上で継続」 ・農地の有効利用が図られるよう、借り手のインセンティブを高められたい。 【前回評価への回答】内容の見直しについては、契約期間途中での不耕作等契約解除に伴う補助金返納の発生や平成 3 0 年度実績の大幅増により、現状のまま推移を見守ることとした。 【事業のPR方法】農業委員・農地利用最適化推進委員に対して研修を行った 【費用対効果】農地流動化面積の増加							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	経営規模拡大を目指す中核的担い手農家や農地所有適格法人である農地の借手農家と貸手農家が対象であり、不特定多数の農家を対象としている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	農家の経営規模拡大促進と経営の安定を図ることで耕作放棄地の未然防止・解消に高い効果を得ている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	平成30年度農地借入面積137haに対し121haの実績だったが、貸借の面積に制限があるにもかかわらず達成度が高い。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農業委員会等に関する法律に基づき、農地の貸借は農家へ農地を斡旋する流動化活動の一つでもある。結果、農業委員及び推進委員の所掌事務の成果となっている補助金である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助金以外に適当な政策手段はない。 高齢化等による労力不足の影響に係る荒廃した農地の未然防止は正対策と農家の育成のために必要な施策である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	農業経営基盤促進法や農地法第3条による貸借借権を設定したものに対して、交付規則第3条で交付要件を定めている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 農業委員会等に関する法律に、農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項があり、流動化を図るため必要である。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

年次別主要成果集計表

課所名

農業委員会事務局

農地流動化促進事業に関すること

	補 助 金 名	件 数	筆数	補助対象面積 (㎡)	補助金額 (円)
2 8 年度	農地流動化促進事業補助金	320	650	717,258	7,673,400
2 9 年度	農地流動化促進事業補助金	316	625	785,472	8,778,200
3 0 年度	農地流動化促進事業補助金	479	1,147	1,213,928	16,931,500

○薩摩川内市農地流動化促進事業補助金交付規則

平成 16 年 10 月 12 日

規則第 168 号

改正 平成 18 年 1 月 17 日規則第 3 号

平成 18 年 3 月 1 日規則第 9 号

平成 19 年 3 月 28 日規則第 20 号

平成 23 年 1 月 17 日規則第 5 号

平成 23 年 4 月 28 日規則第 43 号

平成 24 年 2 月 1 日規則第 1 号

平成 25 年 9 月 25 日規則第 53 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 32 号

平成 28 年 4 月 1 日規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、農地流動化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 1 条の 2 市長は、市内の農地流動化の促進及び農業の中核的担い手の育成並びに農地の集約拡大を図り、もって本市農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並の所得の向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核的担い手農家、農地所有適格法人等（以下「農家等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第 2 条 補助金の交付対象は、次に定める農家等とする。

- (1) 農地を借りて経営規模拡大をしようと希望する農家等で、農業経営規模拡大計画を作成し、その計画について「農業経営改善計画に関する目標」に基づき市の認定を受けたもの
- (2) 借入れ農地を含め本土地域にあっては 50 アール以上の、甑島地域にあっては 30 アール以上の農地を耕作する農家等で、かつ、薩摩川内市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が耕作者として認めたもの
- (3) 前 2 号の農家等に農地を貸し付けた者
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）

に農地を貸し付けた者

(5) 農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた者

(6) 公益社団法人薩摩川内市農業公社が行う研修事業用として当該農業公社に農地を貸し付けた者

(交付の要件)

第3条 補助金は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に交付する。ただし、農業委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 農業経営の規模拡大を図るため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号に規定する農用地の利用権、農地法（昭和27年法律第229号）第3条による賃貸借権等、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権若しくは同法第18条第1項の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地についての賃借権等又はその他の各種農用地流動化方策による賃貸借権等（以下これらを総称して「利用権等」という。）を設定する農家等であること。

(2) 市内の農地であること。

(3) 利用権等の設定に係る農地（以下「対象農地」という。）の面積は、1回の申請につき、本土地域にあっては10アール以上、甑島地域にあっては5アール以上であること。

(4) 利用権等の設定に係る存続期間（以下「存続期間」という。）は、3年以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象とならないものとする。

(1) 借人が貸人の同一世帯員又は3親等内の親族である場合

(2) 貸人又は借人が市内に住所を有しない場合

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、本土地域にあっては別表第1に、甑島地域にあっては別表第2に定める額とする。ただし、対象農地の合計面積に1アール未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、対象農地について1存続期間につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする借人又は貸人（以下「申請者」という。）は、利用権等を設定した後に、農地流動化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は前条による申請を受理したときは、農業委員会を経由してその内容を審査し、これを適当と認め補助金の交付を決定したときは、農地流動化促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 7 条 前条の規定による通知を受けた者は、別に市長が指定する請求書に前条の通知書の写しを添えて市長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の返還等）

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（ 1 ） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（ 2 ） 存続期間の満了前に対象農地を返還したとき。

（ 3 ） 対象農地を借人が取得したとき。ただし、存続期間の 8 割を経過した後であっては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、既に交付した補助金の返還を要しないものとする。

（ 1 ） 現に設定している利用権等を解除し、農地中間管理機構による農地中間管理権を設定し、又は農地中間管理機構を通じ、新たに利用権等を設定しようとするとき。

（ 2 ） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を返還する必要があると認めるとき。

（成果）

第 9 条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、農地流動化の促進及び農地の集約拡大とする。

（見直しの期間）

第 10 条 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 11 条 補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

（ 1 ） 本市における農地流動化面積

（ 2 ） 本市の農地面積に占める耕作放棄地の割合

（その他）

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の樋脇町農地流動化促進事業補助金交付要領（平成8年樋脇町訓令第1号）、入来町農地流動化担い手育成促進事業助成金交付要領（平成9年入来町訓令第7号）、東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則（平成6年東郷町規則第15号）又は祁答院町農地流動化支援事業補助金交付規則（平成14年祁答院町規則第16号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年1月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則（平成18年3月1日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月17日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後になされた利用権の設定等から適用し、同日前になされた利用権の設定等に係る補助金の交付の要件については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月28日規則第43号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日規則第53号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第32号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に利用権等を設定し、農地流動化促進事業補助金の交付を受けている貸人又は借人が、この規則の施行後、当該利用権等の設定を

解除した上で、当該対象農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権を設定し、又は農地中間管理機構を通じて利用権等を設定しようとする場合は、別表第1（更新契約）の表又は別表第2（更新契約）の表を適用するものとする。

3 前項の場合において、対象となる存続期間は、農地中間管理権を設定しようとする期間から解除した利用権等の存続期間を控除した期間とする。

4 前2項の規定にかかわらず、新たに農地中間管理権を設定する貸人又は農地中間管理機構を通じて利用権等を設定しようとする借人については、別表第1（新規契約）の表又は別表第2（新規契約）の表を適用するものとする。

附 則（平成28年4月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（新規契約）

（単位：円）

種別 期間	10アールあたり補助金の額	
	貸人	借人
3年～6年未満	2,000	5,000
6年～10年未満	5,000	11,000
10年以上	7,000	18,000

（更新契約）

（単位：円）

種別 期間	10アールあたり補助金の額	
	貸人	借人
3年～6年未満	1,000	3,000
6年～10年未満	2,000	6,000
10年以上	3,000	7,000

別表第2（第4条関係）

（新規契約）

（単位：円）

種別 期間	5アールあたり補助金の額	
	貸人	借人
3年～6年未満	1,000	2,500
6年～10年未満	2,500	5,500

10年以上	3,500	9,000
-------	-------	-------

(更新契約)

(単位：円)

種別 期間	5アールあたり補助金の額	
	貸人	借人
3年～6年未満	500	1,500
6年～10年未満	1,000	3,000
10年以上	1,500	3,500